

質問回答

2018年1月19日

「(案件名) ミャンマー国ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ 詳細設計調査[有償勘定技術支援]」
(公示日:2018年1月10日/公示番号:170842)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1.	業務指示書:5.9 瑕疵担保責任貸与資料【Draft】Memorandum for Detailed Design Study:4条(P.5)	業務指示書において「成果品に瑕疵があった場合、契約書約款に想定される瑕疵の修補や損害の賠償は、JICAがMRに使用权を譲渡した日から本円借款事業の完了1年後までを瑕疵担保期間とする」とあり、また貸与資料のMemorandumで「Further, any claim to be made by MR hereunder, after a lapse of twelve (12) months from the date when the physical construction of the Project will complete, shall be null, void and not enforceable.」とありますが、「円借款事業の完了」及び「when the physical construction of the Project will complete」とは具体的にいつの時点を指しますでしょうか。	円借款により実施される工事が完了する時期(現時点では2024年末を想定)を示しております。
2.	6.7 プログレスレポート(PR/R)の作成	「基本設計実施前に準備すべき技術基準(案)及び設計仕様書(案)を作成し、PR/Rに取りまとめるものとする。」との指示なのですが、この段階での設計仕様書(案)とはどの程度のものを求めているのか教示頂けますでしょうか。設計仕様書(案)として入札図書のス	後者の基本設計の実施に当たっての基本的な考え方を想定しております。 業務の流れを考えると設計仕様書(案)を先に作成する必要があるため、成果物としてのご提出はIT/Rで結構ですが、基本設計作業の

		<p>ペック(案)に相当するものを求めているものとするれば、DFRの段階での提示となりますし、限られた調査スケジュールの中で、早急に基本設計に進むためにも、基本設計の実施に当たっての基本的考え方であれば、設計仕様書(案)の作成はIT/Rに繰り下げることが可能でしょうか。</p> <p>また、PR/Rは技術基準(案)、設計基準を取りまとめた「技術基準(案)報告書」とさせて頂きたいのですが、可能かどうかご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>前にMRと設計仕様書(案)の内容については合意をとった上で進めていただくようお願いいたします。</p>
3.	6.8.2(1)項 「～一般図を作成するものとする。」	<p>「一般図」とあるが、設置される検修設備は、デザインビルト方式が想定されており、具体的な機械の仕様が不明であるため、「一般図」を提示することはできません。ここでの検修設備に関する「一般図」とは、車両基地構内における「建物の配置」、「線路の配置」、「機械の配置」等がわかる図のことでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>運行計画を留意し、要求性能がわかる基本設計レベルでの一般図を想定しております。仕様を特定するものではありません。</p>
4.	6.8.2(2)項 「～一般図を作成するものとする。」	<p>上記項目と同様に、検修設備について「一般図」を提示できない状況が想定されますが、どのような図を求められているのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>同上</p>
5.	6.8.4 鉄道車両設計(基本設計レベルの数量計算含む)	<p>『また、各項目について～原単位を細分化しておく。』につきまして、フェーズ 車両の入札図書では、適用された調達方式に基づくと、数量計算書(簡易版)が付属図書として必要ではないため、作成しておりません。したがって、本プロジェクトでもフェーズと同様に作成しないこととしたいと思料しておりますが、ご検討頂けますでしょうか。</p>	<p>メンテナンスの効率性を考慮すると、フェーズ1で調達される車両の仕様を確認した上で、最低限の仕様を整理する必要があると考えております。そのためにも数量計算書(簡易版)は必要なものと考えております。</p>

6.	6.8.5 基本設計時の設計照査(車両に関して)	今般求められている基本設計の設計照査のうち、車両に関しては、デザインビルド方式を想定しており、コントラクターの責任で設計を行い、コントラクター側の第三者が設計照査を行うこととなりますので、コンサルタントの第三者による設計照査は不要と考えます。さらに、基本的にフェーズ 1 と同じ車両設計を考慮しており、フェーズ 2 車両のための設計照査の実施必要性はないものと考えています。また、車両の先行発注を求められている状況下で、2～3 か月の設計照査期間は車両調達スケジュールの遅延に繋がることから、実施しないことによろしいでしょうか。	原則として基本設計であっても設計照査を行うこととしておりますが、ご提案のように省略することも検討することはできます。プロポーザルにて第三者による設計照査を省略するための代替プロセス(具体的な照査方法を含む)をご提案いただければと存じます。
7.	6.10.2(1)項 詳細設計図の作成	設置される検修設備は、デザインビルト方式が想定されており、具体的な機械の仕様不明のため、明確に必要な材料等を提示することはできません。「具体的なレールやケーブル延長・設備・機材の配置が把握できるレベルにて詳細な設計図」とは、検修設備については「車両基地構内の機械配置図」を表していますでしょうか。ご教示ください。	土木部分の詳細設計図を作成する上で機材配置の想定が必要となるため、要求性能と機材類配置想定を図面上で表現していただくようお願いいたします。
8.	6.10.2(2)項 数量計算書の作成	上記項目と同様な状況であり、検修設備に関して、具体的な、配線数、しゃ断器等材料の数量が計算できません。したがって、検修設備の数量計算書として、「機械の名称」、および、「その台数」を記載することを想定しておりますが、お求めの内容と合致しておりますでしょうか。ご教示ください。	設計基準や要求性能を満足した内容での設備想定を記載していただくようお願いいたします。
9.	6.12、及び P.21,(4)その他詳細設計時の成果品、1)事前資格審査(案)報告書	6.12.1 で事業迅速化の観点から P / Q と入札図書(案)を一体で作成することが求められていますが、一方 P.21 では成果品として事前資格審査(案)報告書	ご指摘のとおり、成果物は入札図書(P/Q 含む)のみとなります。本業務の入札図書対象とするパッケージでは

		<p>(案)の作成が求められています。</p> <p>求めている成果品に矛盾があると思われるのですが、P21(4)その他の成果品、1)事前資格審査(案)報告書の作成は必要がないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>P/Q を行わない予定ですので、応札者の資格審査は入札段階で行います。</p>
10.	6.12.2 契約条件書(案)の作成(一般及び特記)	<p>契約条件書(案)の作成においては、JICA 作成の Standard Bidding Documents under Japanese ODA Loans を使用すればよいでしょうか。その場合、JICA のサイトからは DESIGN BUILD の Standard General Conditions が入手できませんが、どこで入手すればよろしいでしょうか。</p>	<p>JICA の Standard Bidding Documents under Japanese ODA Loans を使用していただきます。Web サイトに記載のとおり、DESIGN BUILD の Standard General Conditions の入手については、インフラ技術業務部調達管理課にお問い合わせいただくようお願いいたします。</p> <p>Tel: +81-3-5226-9235</p> <p>E-mail: lppsd@jica.go.jp</p>
11.	第 3 2.(2)項 業務従事者の構成(案)	<p>フェーズ1詳細設計では評価対象者格付けが、「総括/鉄道計画(1号)、鉄道土木計画(土木リーダー)1(2号)、鉄道土木計画(土木リーダー)2(2号)、鉄道システム計画(鉄道システムリーダー)(2号)」となっていました。今回公示では「総括/鉄道計画(2号)、土木リーダー/鉄道土木計画(3号)、鉄道システムリーダー/鉄道システム計画(3号)」となっております。</p> <p>フェーズ2は350km以上とフェーズ1の270km比べて広範であり、ヤンゴン駅と同様のマンガレー駅等、複雑な配線や他の支線が入り組む等、フェーズ1と同等以上の技術力や業務経験が必要であると考えています。特に鉄道システムについて、未整備地区を</p>	<p>近年の鉄道詳細設計業務での実績も考慮した上で格付けを設定しており、実施可能と考えております。</p> <p>また、350km と広いフィールドを管理する上では、フェーズ で設定された基本事項を踏襲されることも考慮すると、ネットワークの軽さも重視しております。</p>

		<p>控え、新旧システムが混在する中、最適解を導き出していく必要があり、従前と同等以上の格付けが同等と考えています。</p> <p>フェーズ 1 詳細設計と格付けが異なる理由及び格付けをフェーズ 1 詳細設計と同等へ変更可能かご教示ください。</p>	
12.	第 3 5.再委託調査(現地及び国内)	<p>再委託先として、弊社が出資する現地法人を候補の 1 社とすることは可能でしょうか？弊社による出資比率、弊社社員の現地法人への出向有無、弊社との連結決算の対象有無等、再委託先の候補として認められない条件等がありましたら、ご教示頂けませんでしょうか。</p> <p>仮に、特に条件等がない場合、貴機構から受注した企業が、入札を経てその子会社等に再委託した事例はありますか。</p>	<p>再委託先の選定については、「再委託の価格が、市場価格から見て、適正であること」が確保されるかがポイントになります。「再委託先の選定プロセス」において、それを確保する（同一社内等への発注を認めていないのも、価格の恣意性を排除するためです）方法をご検討下さい。</p> <p>ご質問の件については、この点がクリアされ競争を経た上で再委託先となることは可能です。他方、選定企業、第三者から見て公平な競争であったと説明できることが必要となります。現地関連会社が再委託先になったケースはあります。</p>

以上